

「相楽消費生活センター」の設置について

平成 22 年 11 月 15 日
相 楽 郡 広 域 事 務 組 合

1 目的・概要

消費者庁は、平成 21 年 5 月に関連法が成立し、同年 9 月 1 日に発足した。

「消費者安全法」では、消費者の安全確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談やその処理のためのあっせん業務は市町村の事務と定められ、さらに、その事務を行う消費生活センターの設置にも努めるものとされている。

こうした情勢を受け、複雑・多様化する消費者問題から地域住民を守るセーフティーネットの構築を図る観点から、昨年 5 月に「相楽地域における消費者相談窓口設置に関する研究会」を立ち上げ、検討を重ねた結果、下記計画により相楽地域における消費生活センターを共同で設置することになった。

相楽地域：木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村（それぞれ約 70,400 人、約 1,800 人、約 4,800 人、約 36,500 人、約 3,300 人の合計で人口約 116,800 人）

■ 消費者安全法第 8 条第 2 項

市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 1 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- 2 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。
- 3 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 4 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 5 前各号に掲げる事務に附随する事務を行うこと。

2 相楽地域における消費生活相談窓口の計画

- | | |
|------------|--|
| (1) 名 称 | 相楽消費生活センター |
| (2) 運営形態 | 相楽郡広域事務組合が実施主体となり、相楽地域 5 市町村住民からの消費生活相談（多重債務相談を含む）を一元的に処理する。 |
| (3) 場 所 | 相楽会館（木津川市木津上戸 15） |

- 1 階 講習室を事務室に改修
- (4) 相談体制
- ・ 会館内での相談
消費生活相談員(非常勤嘱託職員)を 3 名雇用し、
常時 2 人体制を確保
 - ・ 巡回相談 (木津川市は除く。)
(消費生活相談員が管内町村に赴いて巡回相談
を実施)
- 《電話回線等》 相談用 1 回線、消費者ホットライン用回線 1 回
線、事務用 1 回線
PIO - NET 端末を 4 台配備
- * 国民生活センターが運営する情報ネットワークの英語名の略称
- (5) 事務体制 広域事務組合職員 (兼務) で対応

3 事業内容・事業費見込み

- (1) 開設時の臨時的経費 (6,200 千円・事務的経費を除き基金対応)
- ・ 相談員人件費 (1 ヶ月分) 相楽会館改修費、備品、電話設備等
- (2) センター運営費 (年間約 10,000 千円)
- ・ 人件費 (相談員) 事業費、物件費等
 - ・ 平成 21 ~ 24 年度 事務的経費を除き基金対応
 - ・ 平成 25 年度以降 全額市町村分担金

4 検討経過及び検討事項

H21. 5.19 (火) 第 1 回研究会

- 消費者庁創設へ向けた動きについて
- 相楽地域における消費生活相談窓口について
 - ・ 現状報告及び今後の進め方について

H21. 6. 3 (水) 第 2 回研究会

- 他府県事例の検討
 - ・ 神奈川県 (西さがみ連邦共和国消費生活センター)
 - ・ 三重県 (鈴鹿亀山消費生活センター)
- 共同窓口設置に係るシュミュレーション
 - ・ 設置方法 (単独・広域)
 - ・ 運営形態 (一部事務組合・広域連合・中核団体委託・
文書協定)
 - ・ 事業規模 (相談件数・相談員数・事業費)
 - ・ 実施スケジュール (開設時期、設置場所、事務手続等)
 - ・ 事業内容 (相談・あっせん・啓発等)

- H21. 7. 7 (火) **第3回研究会**
 ○事業内容、所要経費等の確認
 ○今後のスケジュール・役割分担確認
- H21. 7.22 (水) **第4回研究会**
 ○消費生活相談窓口設置に係る調整状況について
 ○今後のスケジュール・事務手続きについて
 ○研究会事務局：相楽郡広域事務組合とする。
- H21. 7.27 (月) 平成21年第3回定例理事会（市町村長）
 ○設置方針決定(合意) 詳細は課長会議で検討のこと。
- H21. 8. 3 (月) 市町村議会議長連絡会議
- H21. 8. 5 (水) **第5回研究会**
 ○消費生活センターの事業内容等の確認
- H21. 8. 6 (木) 広域圏幹事会（各市町村企画主管課長）
 ○組合規約の変更、関係条例の一部改正等の協議
- H21. 8.11 (火) 相楽郡広域事務組合議会全員協議会
 ○消費生活センターの事業内容等の説明
- H21. 9～10 初 構成市町村9月定例議会 組合規約の変更
 （消費生活センターの事務を追加）
- H21.10.09 (金) **第6回研究会**
 ○消費生活センターの負担割合等について
 ○今後のスケジュールについて
- H21.10.16 (金) 京都府知事の許可（組合規約の変更）
- H21.10.20 (火) 組合臨時議会
 ○分担金条例の一部改正、一般会計補正予算ほか
- H21.11.27 (火) 市町村プログラム提出
 京都府消費者行政活性化事業費補助金交付申請書案提出
- H21.11.17 (火) 相楽会館改修工事設計業務一般競争入札
- H21.12.21 (月) （～2月22日）消費生活相談員募集
- H22. 1.14 (木) **第7回研究会**
 ○開設準備の進捗状況及び巡回相談について
- H22. 1.18 (月) 相楽会館改修工事一般競争入札
- H22. 2. 1 (月) 消費生活相談員の採用試験（面接）
 ○11名応募（9名受験、3名採用）
- H22. 2.12 (金) 備品購入業務指名競争入札
- H22. 2.22 (月) 相楽会館改修工事完了
- 第8回研究会**
 ○消費生活センター設置に関する諸報告
 ○開所式について
- H22. 3. 1 (月) 相楽消費生活センター開設（開所式）